平成２４年（フ）第８５号
東京都八王子市中野山王３丁目17番２―203号
債務者　滝本　郁子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
横浜市鶴見区下末吉４丁目15番３号
債務者　橋本　信一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０８号
東京都日野市日野台４丁目６番地の７
債務者　近藤　修一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７０９号
東京都日野市日野台４丁目６番地の７
債務者　近藤はるか
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
静岡県焼津市飯淵1205番地の１　レオパレスＪＡＤＥ大井川102号
債務者　岩田　和紀
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
愛媛県大洲市新谷乙1288番地５　ハウス神南Ｂ棟１号室
債務者　藤原　一美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１号
沖縄県うるま市勝連南風原2930番地　勝連団地３棟203号
債務者　島袋　郎有
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２１号
北海道帯広市東６条南14丁目２番地３　大島マンションＢ３号
債務者　相澤　信博
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
北海道帯広市西２条南４丁目16番地
債務者　今井美枝子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の94　町営あかしや南団地２号棟404号
債務者　豊田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
静岡市葵区安西３丁目56番地
債務者　大川原久善
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
岩手県二戸市福岡字長嶺75番地１
債務者　工藤　明彦
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第４６２号
大阪府高槻市東五百住町２丁目30番16号
債務者　笹河壽美枝
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０号
岡山県倉敷市児島小川10丁目１番７―３号
債務者　来山チヱ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８４号
岡山県和気郡和気町尺所204番地　町営住宅宮田団地13―63
債務者　山崎ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９０号
岡山市北区学南町３丁目６番40号
債務者　兼子　利行
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部